

関原発第237号
2022年7月1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

大飯発電所第4号機 加圧器スプレイ配管修繕工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年12月20日付け関原発第499号で申請(2022年1月27日付け関原発第530号で申請書の記載内容変更)しました大飯発電所第4号機加圧器スプレイ配管修繕工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

大飯発電所第4号機

使用前確認申請書番号

関原発第499号(2021年12月20日)

以下、使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第530号(2022年1月27日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2021年12月20日付け関原発第499号の申請書記載事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森本 孝
使用前確認を受けようとする使用前事業者 検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表3-1) 期日 自 2021年12月24日 至 2022年 7月 8日 場所 大飯発電所 三菱重工業株式会社 原子力セグメント (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町)
	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2022年 5月30日 至 2022年 7月 8日 場所 大飯発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2022年 6月10日 至 2022年 7月 8日 場所 大飯発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始 の予定時期	2022年8月15日

(下線部は変更部分)

(変更後)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森 望
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表3-1) 期日 自 2021年12月24日 至 2022年 7月19日 場所 大飯発電所 三菱重工業株式会社 原子力セグメント (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町)
	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2022年 5月30日 至 2022年 7月19日 場所 大飯発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2022年 6月10日 至 2022年 7月19日 場所 大飯発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2022年 8月12日

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
添付資料-1のとおり
2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書
変更なし

変更理由

2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」の代表者の氏名を変更する。

また検査工程の見直しに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日の変更および定期事業者検査工程の変更に伴い、「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。併せて「添付資料-1 工事の工程に関する説明書」について記載を変更する。

<添付資料>

1. 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年12月20日付け関原発第499号の申請書記載事項

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年	2022年							
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。） 一次冷却材の循環設備 主配管 化学体積制御設備 主要弁、主配管								定格熱出力運転 ▼	
				工事期間					
			← 使用前事業者検査（表1） →						
			← 使用前事業者検査（表3-1） →						
							← 使用前事業者検査（表7） →		
							← 使用前事業者検査（表9） →		

(変更後)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年	2022年							
	1 2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。） 一次冷却材の循環設備 主配管 化学体積制御設備 主要弁、主配管									

定格熱出力運転▼

工事期間

使用前事業者検査（表1）

使用前事業者検査（表3-1）

使用前事業者検査（表7）

使用前事業者検査（表9）